

薬生食監発 0325 第 1 号
令和 2 年 3 月 25 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒について

食品等事業者が実施する衛生管理の実施については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。）第 50 条第 2 項の規定に基づき条例により定められる衛生管理の基準において、マスクの着用及び手指等の消毒の実施が求められている場合が多くあるものと承知しています。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、マスク及び消毒用アルコールが不足している状況であることを踏まえ、食品等事業者のマスクの着用及び手指等の消毒については、食品衛生上の危害の発生防止に十分留意しつつ、下記に掲げる事項を貴管下の食品等事業者に迅速に周知し、適切に指導いただくようお願いします。

記

1 マスクについて

- (1) マスクの着用については、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品の製造・加工施設において未包装の調理済食品を取り扱う等食品衛生上のリスクの高い作業に従事する者がマスクを着用していれば差し支えなく、全ての従業員に対してその着用を求めるものではないこと。このため、マスクが不足している場合は、食品衛生上のリスクの高い作業に従

事する者に優先的にマスクの着用を求め、必要な衛生管理を確保すること。

- (2) 食品等事業者が着用するマスクは、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等食品衛生上の危害の発生を防止することに資するものであれば、紙マスク等の使い捨てのマスクである必要はなく、布マスク等くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ目的を達成できる機能を有するものを代替して差し支えないこと。

2 アルコールについて

- (1) 手指の消毒が必要なときは、用便後、生鮮の原材料や加熱前の原材料を取り扱う作業を終えた後等食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な場合であること。また、必要に応じて使い捨て手袋を着用するなどにより、衛生管理を確保すること。
- (2) 施設設備及び機械器具の消毒においても、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）、熱湯蒸気等により消毒を行うことが可能であること。

3 その他

1 及び 2 に掲げる事項は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による衛生管理基準（以下「新基準」という。）と整合的であり、新基準が適用される期日（令和 3 年 6 月 1 日）以降も同様の運用を行うことが可能であること。

（問い合わせ先）

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

担当：福島、奥藤、中村、福田

TEL : 03-3595-2337